

社員選挙規程

（目的）

第1条 本規程は、「一般社団法人大学英語教育学会定款」（以下「定款」という。）第6条3項に基づき、一般会員による社員選挙の実施に関して必要な事項を定めたものである。

（選挙管理委員会の設置）

第2条 社員選挙を公正に管理、運営するための選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は、社員の改選前年度の国際大会前日に開催される理事会の日に設置され、その管理、運営すべき社員選挙に関する実務が終了したときに解散する。

3 臨時に社員選挙が実施される場合には、その2週間前までに設置する。

（選挙管理委員会の任務）

第3条 選挙管理委員会は定款および本規程に則って、社員選挙実施に必要な実施要領を作成して、社員選挙実施の公示、候補者の募集および候補者の選考を行い、推薦する社員候補者に関して選挙権者の承認を得て社員選挙を運営、実施する。

（選挙管理委員）

第4条 選挙管理委員は理事会の指名に基づいて、一般会員のうちから10名を選任する。その10名には各支部代表1名を含むものとする。

2 委員の任期は、委員会設置日からその解散の日までとする。

3 委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

4 委員に欠員が生じたときは、理事会の指名に基づいて後任者を選出することができる。

（選挙権）

第5条 社員選挙においては、選挙実施の公示日において、現に資格を有する一般会員が投票できる権利（以下「選挙権」という）を有する。

（被選挙権）

第6条 社員選挙において、公示日において、連続して4年以上本学会会員資格を有する一般会員が、社員として選任される権利（以下「被選挙権」という。）を有する。

（社員定数の確定）

第7条 理事会は、定款第6条2項の定めに基づき、社員改選前年度8月1日の一般会員数によって、支部別社員数を確定し、選挙管理委員会へ通知する。

2 前項の支部とは、本学会学会運営規程第13条に基づく。

(選挙実施の公示)

第8条 選挙管理委員会は選挙権者に対して、社員選挙の実施を信書あるいはウェブサイトで公示する。

(候補者の立候補、他薦)

第9条 社員選挙の候補者は、被選挙権を有する一般会員のうちから自らの意思に基づく立候補によりこれを募る。

2 前項に定めるほか、他の会員の推薦により候補者を指名することができる。推薦人は同支部の会員を3名まで候補者として推薦することができる。

3 立候補もしくは他薦は、選挙管理委員会に対して書面または口頭による意思表示をもって行う。

(募集期間)

第10条 候補者の募集開始日は、第8条の公示日から2週間より後の日で実施要領に定めた日とする。

2 候補者の募集締切日は、募集開始から2週間を超えた日で実施要領に定めた日とする。

3 候補者の数が社員の定数に達しない等、やむを得ない理由があるときは、募集の締切日を延長することができる。

(候補者の選考)

第11条 候補者の募集締切日後、選挙管理委員会は、立候補および他薦候補者の中から、次条の社員候補者選考基準に則って審査し、候補者の資格があると認めた者を選考する。

(社員候補者選考基準)

第12条 次の要件を社員候補者選考基準とする。

(1) 本学会の事業や活動に深い関心と理解を持ち、学会運営に関して次の視点から有意義な提言やチェック等を行うことが可能であること。

①会員としての視点 ②英語教育の専門家としての視点 ③社会貢献からの視点

④経営的視点

(2) 本学会社員に相応しい見識や公正な判断力を有していること。

(3) 総会への出席等、社員として積極的かつ十分な活動が可能なこと。

(候補者の推薦)

第13条 選挙管理委員会は選挙権者に選考結果を信書あるいはウェブサイト等により公表し、社員候補者として推薦する。

(異議申し立て)

第14条 選挙権者は、公表後30日以内に推薦された個々の社員候補者について、社員として選出することに異議を申し立てることが出来る。

2 選挙権者は異議のある場合、選挙管理委員会が定める実施要領に則って、書面により異議申し立て

を行う。

(社員の選出)

第 15 条 推薦された社員候補者は、選挙権者の 100 分の 5 以上の異議申し立てがないときは社員に選出される。

2 選出された社員の任期は、選挙後の 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

3 選出された社員は、その任期開始の日から本学会の社員としての職務に従事する権利を有し義務を負う。

4 1 項で社員が選出されなかった場合は、定数に達するまで推薦者を選出し、社員を決定する。

(選挙結果の公表)

第 16 条 選出された社員は、文書で会員に通知されるか、あるいはウェブサイトにて公表される。

(補欠社員候補者の選出)

第 17 条 社員が欠けた場合に備えて補欠の社員を選出する。

2 社員選挙において次点となった者を定款第 3 章第 6 条 7 項の補欠の社員とする。

3 社員に欠員が生じた場合は、補欠の社員の中から社員を補う。

(事務作業)

第 18 条 社員選挙に関する事務は、選挙管理委員会及びその指示に基づいて本学会の事務局が行う。

(その他の事項)

第 19 条 社員選挙についてこの規定に定めのない事項については、選挙管理委員会の定めるところとする。

(改正)

第 20 条 この規程の改正は、理事会の決議を得て行う。

(補則)

第 21 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則：この規定は一般社団法人移行日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

確定日：社団法人大学英語教育学会 2012 年度臨時理事会（第 1 回） 2012 年 8 月 30 日

改正：2014 年 3 月 22 日 一部改正

2016 年 5 月 22 日一部改正